

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 148 号（諮問第 183 号）

件名：警察署が調査した文書の分かるものの一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 18 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 2 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、「公安委員会苦情で警察署が調査した文書の分かるもの（請求日現在、住民サービス課が保管するもの）」の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 号（第三者個人情報）、第 5 号（事業活動情報）及び第 8 号（行政運営情報）に該当するとして、一部開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 4 月 9 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 5 月 15 日

5 審議会の結論

処分庁が、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が申し出た苦情等に関して処分庁が作成又は取得したものである。

処分庁は、別表の 1 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 以下についても同様とする。）及び本件情報 2 を条例第 17 条第 2 号

に該当するものとして、本件情報 3 を同条第 5 号及び第 8 号に該当するものとして、本件情報 4 を同条第 8 号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなり、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 1 及び本件情報 2 が本号に該当するかどうかを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 1 を見分したところ、警察職員の氏名及び印影が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。処分庁に確認したところ、本件情報 1 の警察職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、本件情報 1 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 1 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

ウ 当審議会において、本件情報 2 を見分したところ、審査請求人が申し出た苦情等に関する調査に関わった警察職員の年齢、採用年月日、現階級昇任年月日及び現所属配属年月日が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する

情報で、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

また、本件情報 2 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 3 及び本件情報 4 が本号に該当するかどうかを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 3 を見分したところ、苦情等の調査に当たって、処分庁が警察関係者以外の第三者から意見を聴取した内容等の情報が記載されていた。

処分庁が苦情等を調査するに当たり、正確な事実関係を把握するためには、警察関係者以外の第三者から意見を聴取することが必要となる場合がある。そのような場合において、第三者から聴取した意見が苦情の申立者に対して開示されるとするならば、苦情等の調査において、第三者が率直な意見を述べることを差し控えることも十分考えられる。そうなると、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件情報 3 は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

なお、処分庁は、条例第 17 条第 5 号にも該当するとして不開示としているが、本件情報 3 は同条第 8 号に該当することから、同条第 5 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ 本件情報 4 は、苦情等に係る事務を行った警察職員個人に割り当てられた警察電話番号である。

個人に割り当てられた警察電話番号は、警察内部の連絡用に設置された番号であり、これを開示すれば、開示されている情報と照合することにより、当該警察電話番号を利用する個人を特定した一般電話回線による接続が容易となることが認められる。警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うものであることから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察

電話番号を利用する個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件情報4は、公にすることにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第8号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の1欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした 根拠規定
<p>【本件情報 1】 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名 及び印影</p>	<p>条例第 17 条第 2 号</p>
<p>【本件情報 2】 対象職員の年齢並びに採用、現階級昇任及び 現所属配置年月日</p>	<p>条例第 17 条第 2 号</p>
<p>【本件情報 3】 苦情に対する調査結果のうち、開示請求者以 外の第三者（法人）に関する情報が記載され た部分</p>	<p>条例第 17 条第 5 号及び第 8 号</p>
<p>【本件情報 4】 個人に割り当てられた警察電話番号</p>	<p>条例第 17 条第 8 号</p>

